

お気軽にご相談ください



権利擁護センター ほっと♡せとうち



開所日 月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

住所 〒701-4246 瀬戸内市邑久町山田庄 862-1 瀬戸内市総合福祉センター内

相談専用電話 0869-24-7711 FAX: 0869-22-1850

※ 休日・夜間は、専用携帯電話に転送されます

メールアドレス kenri@setouchisyakyo.or.jp

権利擁護センターほっと♡せとうち (正式名称: 瀬戸内市権利擁護センター) は、瀬戸内市から、瀬戸内市社会福祉協議会が受託して運営しています。

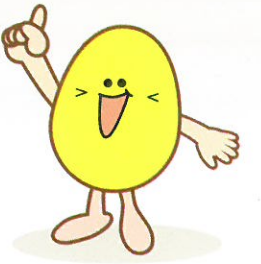
住み慣れた地域であなたらしく暮らせるよう
『ほっと』安心 お手伝い!

社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会

・相談は無料!

・相談内容の秘密は
守ります!

こんな 困りごと をしっかりサポート!



子どもからお年寄りまで、権利擁護に関する市民からの相談をワンストップで受けとめ、関係機関と連絡調整を行いながら解決に努めます。

- 高齢者・障がい者・児童虐待 DV(ドメスティック・バイオレンス) に関する相談・通報

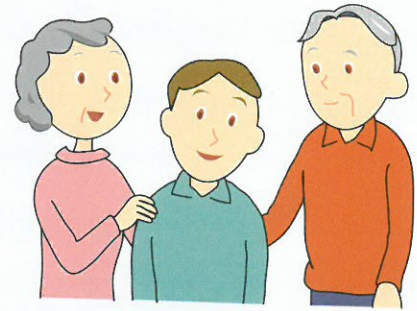


(虐待の防止・対応)

- 認知症や障がいで金銭管理に不安がある



- 障がいを持っている子どもの将来が心配



(成年後見制度の利用支援)

- 悪徳商法などで財産侵害を受ける心配がある



(消費被害者への支援)

- 住まいの確保や病院・施設への入院・入居が困難な高齢者や障がい者



(入院・入居への支援)

市民後見人の養成と活動支援を行っています!

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が十分でない方を身近な地域で支援する「市民後見人」を養成しています。

市民後見人養成の流れ

募集 → 書類・面接等で選考 → 約半年間の養成研修 → 最終面接
→ 瀬戸内市市民後見人バンク登録 → フォローアップ研修

市民後見人とは



『成年後見制度』とは

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が十分でない方々は、財産管理や福祉サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を行うことが困難であったり、消費者被害に遭う恐れがあります。このような方々を家庭裁判所の審判により選ばれた後見人等が本人を保護し、支援する制度です。

『市民後見人』とは

親族以外の市民による後見人のことです。市民後見人は、弁護士等の専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方々を支援します。市民感覚を生かしたきめ細かな後見活動ができ、地域におけるささえあい活動に主体的に参画する人材として期待されています。

- その他、下記の業務を行っています

- ・ 成年後見制度の普及啓発 (セミナー・講演会)
- ・ 権利擁護に関する支援者のネットワークづくり

お気軽にお電話ください

☎ 0869-24-7711

※ 休日・夜間は、専用携帯電話に転送されます

